

厚生労働省より各都道府県・指定都市衛生主管部局に対して、令和7年度インフルエンザ施設別発生状況調査が開始されており、各教育委員会等に対して、所管の学校のインフルエンザ等感染症の発生状況に応じた保健所への連絡について、引き続き適切な対応をお願いするものです。

事 務 連 絡
令和7年9月1日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

令和7年度インフルエンザ施設別発生状況調査の開始について

インフルエンザについて、別紙のとおり、厚生労働省より各都道府県・指定都市衛生主管部局宛てに令和7年8月29日付け事務連絡により、『インフルエンザ施設別発生状況』に係る新シーズンの調査開始について」が発出されていますので、お知らせします。

各学校の設置者は、学校保健安全法第18条、学校保健安全法施行令第5条により、出席停止が行われたとき及び学校の休業を行ったときは、保健所に連絡することとしているところですが、本調査は、上記保健所への連絡について、その内容を各都道府県・指定都市衛生主管部局感染症対策担当課において取りまとめの上、厚生労働省に報告するものです。よって、各学校においては新たに特段の作業等が生じるものではありませんが、各学校の設置者におかれては、上記保健所への連絡について引き続き適切な対応をお願いします。

これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会におかれては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校（専修学校を含む。）に対して、都道府県私立学校主管課におかれては所轄の学校（専修学校を含む。）に対して、国公立大学法人におかれては各附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して周知していただくとともに、適切な対応がなされるよう御指導についても併せてお願いします。その際、学校における働き方改革の観点から、周知の方法については、例えば、他案件とまとめて周知するなどの工夫を行う等、貴課において適切に御判断いただくようお願いします。

なお、本件調査の概要に関する問合せは、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課感染症情報管理室情報管理係までお願いします。

【本件調査の概要に関する問合せ先】

厚生労働省健康・生活衛生局 感染症対策部感染症対策課
感染症情報管理室 情報管理係

03-5253-1111（代表）（内2035）

【本件事務連絡に関する問合せ先】

文部科学省初等中等教育局 健康教育・食育課

03-5253-4111（代表）（内2976）



事務連絡
令和7年8月29日

各 { 都道府県
指定都市 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

「インフルエンザ施設別発生状況」に係る新シーズンの調査開始について

インフルエンザ対策の取組の一環として、例年、流行期に「インフルエンザに係るサーベイランスについて」（平成23年3月31日健感発0331第1号結核感染症課長通知）により、「インフルエンザ施設別発生状況」の報告をお願いしてきたところです。本年も流行期を迎えるに当たり、令和7年9月1日から9月7日までの週に係る報告から、新シーズン分として報告をお願いします。

本調査については、別添インフルエンザ施設別発生状況に係る注意事項及びQ&Aに御留意の上、感染症サーベイランスシステムを用いて報告して下さい。また、都道府県の担当課におかれましては、管内の市町村（指定都市を除く。）における発生状況を取りまとめの上、報告をお願いします。

報告いただいた内容は、インフルエンザ定点報告及びインフルエンザ入院サーベイランスの結果と併せて、毎週金曜日（休日の場合は翌開庁日）に報道発表する予定です。

なお、インフルエンザ施設別発生状況の把握にあたっては、効率的に感染症の発生状況を把握する観点から、「学校等欠席者・感染症情報システム」（公財日本学校保健会）を活用いただくようお願いします。

貴部（局）におかれましては、本調査の実施に遺漏なきを期されるとともに、都道府県の担当課におかれましては、貴管内の市町村（指定都市を除く。）に対し周知いただきますようお願いいたします。

インフルエンザ施設別発生状況調査の報告にあたっての注意事項

- 感染症サーベイランスシステム(以下「システム」という。)への入力は都道府県・指定都市の担当者が行ってください。(インフルエンザ施設別発生状況調査については、都道府県・指定都市単位で入力を行うこととなっております。)
 - 2025 年第 36 週(令和 7 年 9 月 1 日(月)から 9 月 7 日(日)まで)に係る報告から新シーズン分として入力してください。
 - システムへの入力は翌週火曜日までに完了させてください(締切厳守)。翌週水曜日に集計を行うため、集計日当日に修正等がある場合は、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課感染症情報管理室情報管理係(以下「当係」という。)に事前に連絡してください。
 - 休校等の報告がない場合も必ず毎週「0」とシステムに入力を行ってください。
 - 各都道府県・指定都市で新シーズンでの初発例が確認された年月日については、当係への電話連絡とあわせて、以下のとおりメールでのご連絡をお願いいたします。
- ※ 厚生労働省における報道発表資料で公表を行わせていただいております。

(メールでの連絡内容)

送信先：感染症対策課情報管理係メールアドレス

メールタイトル：【〇〇(自治体名)報告】インフルエンザ施設別発生状況初発例年月日

メール本文：初発年月日(※)を記載してください

(※) 初発年月日：実際に学級閉鎖等が行われた日付を指します。

- システムへの入力方法は、感染症サーベイランスシステム業務システム編感染症発生動向調査サブシステム県・政令指定都市、地方衛生研究所向け操作マニュアル「厚生労働省指定疾病報告機能」の項を御覧ください。

インフルエンザ施設別発生状況調査に係るQ & A

問1 同一施設で複数の休業措置が行われた場合、休校、学年閉鎖、学級閉鎖の優先順位によりいずれかに入力することとなっているが（施設数としては1）、同一施設で同一週に学年閉鎖と学級閉鎖が行われた場合、在籍者数、患者数、欠席者数はどのように計上したらよいか。

（答）

- 同一施設で学年閉鎖と学級閉鎖が重複した場合、当該施設に対して該当週になされた学年閉鎖と学級閉鎖の対象者の合計数をそれぞれ計上することになります。

＜例＞同一小学校で以下の休業措置がなされた場合

- ① 学年閉鎖：小学校6年（在籍者数：120名、患者数35名、欠席者数30名）
- ② 学級閉鎖：5年1組（在籍者数：30名、患者数6名、欠席者数6名）

→ 在籍者数150名、患者数41名、欠席者数36名を計上する。

問2 欠席者数が患者数を上回ることはいうるか。

（答）

- 欠席者数は、インフルエンザ様症状が原因で欠席した者の数であり、その他の疾患等により欠席した者については除外します。
- 在籍者数、患者数、欠席者数は、閉鎖される直前の数値を計上することとなるため、休業措置がなされたからといって、当該休業措置によって発生したインフルエンザ様症状を示さない欠席者数を計上するものではありません。
- 患者数は欠席者数に罹患登校者数（インフルエンザ様症状を示しながらも登校した者の数）を加えたものです。
- 以上のことから、欠席者数が患者数を上回ることはありません。

問3 認定こども園で臨時休業があった場合、どこに計上すればよいか。

（答）

- 保育所型あるいは幼稚園型の認定こども園については、明確に区別可能なため、それぞれ保育所型は保育所、幼稚園型は幼稚園に計上いただきたい。

- それ以外の型の認定こども園については、明確な区別が困難であるため、各自治体で保育所か幼稚園の適切な方を判断いただき、計上いただきたい。

問４ インフルエンザ施設別発生状況調査について、同じ週に同じクラスが２度学級閉鎖になった場合、施設数と在籍者数、患者数、欠席者数はどのように計上したらよいのか。

(答)

- 施設数は「１」として計上していただき、在籍者数、患者数、欠席者数は対象者の合計数をそれぞれ計上することになる。

なお、同じ週に同一学年内で「学年閉鎖」「学級閉鎖」が発生した場合、その発生が連続していれば「学年閉鎖」に１を入力し、各種人数については学年閉鎖分のみを計上いただきたい。

また、連続していない場合（一度、学年閉鎖（学級閉鎖）が発生しそれが解除された後、当該週のうちに改めて学級閉鎖（学年閉鎖）となった場合等）は学年閉鎖に１を入力し、各種人数については学年閉鎖＋学級閉鎖分を計上いただきたい。

問５ 小中一貫校についての計上方法はどのようにするか。

(答)

- 以下のとおり計上いただきたい。

- ① 初等部の場合→小学校に計上
- ② 中等部の場合→中学校に計上
- ③ 両方に発生した場合→小学校と中学校の両方に計上
- ④ 一体の校舎となっている等、不明な場合→小学校と中学校の両方に計上

問６ 「その他」に計上する学校は何か。

- 中高一貫校等他の一貫校においても、同様の考え方で計上いただきたい。

(答)

- 学校保健安全法第１８条に基づく報告対象となっている学校のうち、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学以外の学校（特別支援学校、高等専門学校、専修学校等）を「その他」に計上いただきたい。

- 判断に迷う場合は、学校保健安全法の対象になっているかで計上の要否を確認願いたい。